

# 千葉市質量標準管理要綱

平成11年4月13日施行  
最終改正 平成28年2月25日施行

## (目的)

第1条 この質量標準管理要綱（以下「要綱」という。）は、千葉市における質量の標準供給体制を定め、質量標準の管理能力を向上させることにより、定期検査及び立入検査における器差検査の精度向上を図ることを目的とする。

## (用語)

第2条 この要綱において、「質量標準器等」とは「基準分銅」及び「実用基準分銅」をいう。

2 この要綱において、「質量比較器等」とは「質量基準器（ただし、基準分銅を除く。）」及び「質量比較器」をいう。

3 この要綱において、「校正等」とは質量標準器等及び質量比較器等の「検査」又は「調整」をいう。

4 この要綱において、特段の定めのない用語については、特定計量器検定検査規則（平成5年10月26日通商産業省令第70号（以下「検則」という。）、基準器検査規則（平成5年10月27日通商産業省令第71号（以下、「基則」という。））及び関連する通達等の用語によるものとする。

## (組織)

第3条 質量標準の管理を行う者として質量標準管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び質量標準管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理責任者は、消費生活センター所長とし、次に掲げる業務を行う。

ア 管理者の任命及び管理者に対する監督

イ 本要綱の施行に係わる必要な要領の制定及び改廃

3 管理責任者が任命する管理者は、計量担当者の中から選任し、次に掲げる業務を行う。

ア 質量標準の管理能力向上に係わること

イ 質量標準器等及び質量比較器等の保守管理に関すること

ウ 校正等を行う者（以下「校正行為者」という。）の任命及び校正行為者に対する指導及び助言

4 前項で管理者が任命する校正行為者は、計量研修センターの短期計量教習以上の課程を修了した者とする。

（他の者が所有する質量標準器等及び質量比較器等の扱い）

第4条 質量標準管理マニュアルを承認された者（検則第213条（JIS B 7611-2附属書JC）及び第214条（JIS B 7611-2附属書JC）に基づき指定した者）が所有する質量標準器等及び質量比較器等（以下「借用器物」という。）の使用は、別に定める千葉市質量標準管理要領（以下「要領」という。）の基準を満たしていると認める場合には、当要綱による質量標準器等及び質量比較器等と同等とみなす。

## (台帳)

第5条 管理者は、質量標準器等及び質量比較器等の保守及び管理に関する管

理台帳（以下「管理台帳」という。）を作成し、保管しなければならない。  
2 前項の管理台帳に記載する事項は、質量標準器等については様式1、質量比較器等については様式2に定めるとおりとする。

3 管理台帳を保管する期間は、質量標準器等及び質量比較器が管理対象として存在する間とする。

（報告及び記録）

第6条 校正行為者は、校正等を行った結果を観測紙等により管理者に報告し、台帳にその結果を記入しなければならない。

2 管理者は校正等を行った結果が不適合となった場合若しくは不良の箇所が生じている場合には、遅滞なく不適合報告書（様式3）により、管理責任者に報告しなければならない。

ただし、借用器物については、当該器物を所有する事業者の管理者に報告する。

（保守及び管理）

第7条 質量標準器等及び質量比較器等の保守及び管理は、別に定める要領に基づいて行うものとする。ただし、借用器物については、当該器物を所有する事業者の質量標準管理マニュアル等に基づいて行うものとする。

2 管理責任者は、前条第2項に規定する報告があった場合、質量標準器等又は質量比較器等の状態を確認した後、適切な処置を講じなければならない。なお、修復することが不能と判断した場合にあっては、廃棄するものとする。

（要綱の改正に伴う変更内容の届出及び周知）

第8条 管理責任者は、本要綱の改正を行った場合は遅滞なく国立研究開発法人産業技術総合研究所に変更内容を届出するとともに、必要に応じ関係者にも変更内容を周知する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成11年4月13日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行する。